

## 新体系サービス事業所の経営状況の改善について

旧体系より新体系の事業者等の方が、収支差率の高い位置に多く分布（平成20年経営実態調査）

### ○ 収支差率の分布割合

収支差率	-60%	-40%	-20%	0%	+20%	+40%	+60%
新体系	0.8%	1.6%	3.1%	33.0%	13.1%	3.1%	1.0%
旧体系	0.4%	0.6%	1.9%	51.3%	10.4%	1.2%	0.3%

従前額保障（※）が適用される新体系の事業所等の割合が、報酬改定後には減少しており、報酬改定により経営状況が改善されたことが伺える。

（※）新体系事業所等の報酬が、移行前の報酬水準を下回った場合、その差額を助成する制度（基金事業）

### ○ 従前額保障の対象事業所の割合（新体系）

平成21年3月

9.1%

平成21年4月

4.6%

→ (△4.5%)

# 新体系サービスへの移行支援策

## 1. 新体系サービスの報酬

- 新体系サービスでは、各種加算や手厚いサービスの提供に応じた報酬額の設定がされていることから、これらを活用した収入の増が図られる。
  - ・ 重度障害者支援(体制)加算（重度障害者に対し、手厚いサービスを提供した場合）  
10～735単位/日 施設入所支援、短期入所、就労継続支援
  - ・ 医療連携体制加算（医療機関との契約により訪問看護が提供された場合）  
利用者1人につき 500単位/日 児童デイ、ケアホーム、生活訓練、就労継続支援 等
  - ・ 土日等日中支援加算（土日等にサービスを提供した場合） 90単位/日 施設入所支援
  - ・ 就労継続支援B型について、手厚い支援体制（職員配置）を本体報酬により評価  
定員20～40人の場合 (7.5:1) 527単位/日 (参考) (10:1) 481単位/日

## 2. 移行後の収入の保障

- 従前額保障
  - ・ 新体系サービスに移行した後、想定より利用者数等が確保できなかったことにより、収入が減少した場合に、移行前の報酬水準との差額を助成

基金事業：「移行時運営安定化事業」 21年度補正予算において、基盤整備分を含み355億円積増し

## 3. その他

- 新体系サービスで必要となる改修・増築工事費や生産設備費等を助成  
助成額：2,000万円以内（1施設当たり）
- 新体系サービスへの移行に伴うコストの増加等を踏まえて、移行した月に限り、利用者数に応じた額を助成  
基金事業：「新事業移行促進事業」施設入所支援の場合 5,700円（利用者1人当たり）※22年度の単価

# 新体系サービスへの移行状況

	平成18年 9月30日 指定数	平成19年				平成20年				平成21年			
		4月1日		10月1日		4月1日		10月1日		4月1日		10月1日	
		新体系 移行数	移行率										
<b>(1) 身体障害者更生援護施設等</b>													
身体障害者療護施設	503	43	8.5%	68	13.5%	101	20.1%	116	23.1%	179	35.6%	205	40.8%
身体障害者更生施設	106	15	14.2%	19	17.9%	29	27.4%	33	31.1%	49	46.2%	50	47.2%
身体障害者入所授産施設	202	20	9.9%	26	12.9%	44	21.8%	53	26.2%	73	36.1%	83	41.1%
身体障害者通所授産施設	343	70	20.4%	102	29.7%	133	38.8%	143	41.7%	178	51.9%	181	52.8%
身体障害者小規模通所授産施設	239	72	30.1%	99	41.4%	124	51.9%	135	56.5%	175	73.2%	182	76.2%
身体障害者福祉工場	34	12	35.3%	13	38.2%	17	50.0%	15	44.1%	18	52.9%	21	61.8%
合 計	1,427	232	16.3%	327	22.9%	448	31.4%	495	34.7%	672	47.1%	722	50.6%
<b>(2) 知的障害者更生援護施設等</b>													
知的障害者入所更生施設	1,453	74	5.1%	107	7.4%	224	15.4%	264	18.2%	438	30.1%	496	34.1%
知的障害者入所授産施設	227	12	5.3%	18	7.9%	33	14.5%	38	16.7%	57	25.1%	68	30.0%
知的障害者通勤寮	126	6	4.8%	9	7.1%	13	10.3%	15	11.9%	23	18.3%	28	22.2%
知的障害者通所更生施設	604	93	15.4%	119	19.7%	188	31.1%	189	31.3%	270	44.7%	283	46.9%
知的障害者通所授産施設	1,634	182	11.1%	235	14.4%	398	24.4%	440	26.9%	651	39.8%	683	41.8%
知的障害者小規模通所授産施設	434	166	38.2%	199	45.9%	254	58.5%	272	62.7%	314	72.4%	325	74.9%
知的障害者福祉工場	70	35	50.0%	40	57.1%	46	65.7%	49	70.0%	52	74.3%	53	75.7%
合 計	4,548	568	12.5%	727	16.0%	1,156	25.4%	1,267	27.9%	1,805	39.7%	1,936	42.6%
<b>(3) 精神障害者社会復帰施設</b>													
精神障害者生活訓練施設	293	19	6.5%	29	9.9%	40	13.7%	42	14.3%	62	21.2%	66	22.5%
精神障害者入所授産施設	29	5	17.2%	6	20.7%	8	27.6%	9	31.0%	12	41.4%	13	44.8%
精神障害者通所授産施設	305	71	23.3%	87	28.5%	119	39.0%	123	40.3%	151	49.5%	157	51.5%
精神障害者小規模通所授産施設	347	107	30.8%	138	39.8%	184	53.0%	195	56.2%	236	68.0%	255	73.5%
精神障害者福祉工場	19	6	31.6%	7	36.8%	8	42.1%	11	57.9%	13	68.4%	14	73.7%
合 計	993	208	20.9%	267	26.9%	359	36.2%	380	38.3%	474	47.7%	505	50.9%
<b>(4) 合 計</b>													
合 計	6,968	1,008	14.5%	1,321	19.0%	1,963	28.2%	2,142	30.7%	2,951	42.4%	3,163	45.4%

※「新体系移行数」及び「移行率」は、平成18年9月30日時点で指定を受けていた旧法施設等のうち、各時点の前日において新体系へ移行済の施設数及びその割合である。  
 ※厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ

(関連資料4)

（高木美智代議員）

大臣、これは緊急的な課題でございますが、その中で新体系の移行の問題があります。今、これもやっと50%が移行したと聞いています。法律では、24年の3月までに移行するということが定められております。しかし、先程申し上げた遅くとも3年半ということですが、そうなりますとこれは、25年の8月、その間、事業者の方達は自立支援法改正の在り方など、先が見えてこない、戸惑っていると、どうしたらいいのかと、これはまさに悲鳴です。今後、どういう風にしていくのか、移行するのか、しないのか、はっきり方針を示していただきたい。これは多くの事業者のお声でございます。明快な答弁を求めます。

（長妻厚生労働大臣）

今、おっしゃられた点はですね、障害者の皆様方への施策というのは、かつて昔は措置ということでございまして、その後契約支援費ということになりましたけれども、ただその時代の障害者施設が細かく分かれているという、この考え方を統合しようということで3障害一元化とか、昼夜分離とか、いろんな考え方がその後生まれ、それに徐々に移行しているというところで、今おっしゃられるように、まだ移行率は半分ということでございます。これについて、我々はもちろん推進をする立場でございます。

ただですね、これも拙速というか、きちっと議論をしなければならないのは、この障害者自立支援法の、私共、野党時代も申し上げたんですが、その当事者、障害者のまさにその当事者の方の議論がなかなか反映されなかったんじゃないかという深い反省に立っております。今後、推進会議、あるいは部会等でも十分に障害者の皆様方の当事者のお考えを十二分に聞いた上で、法律等の中でも、この推進を反映できるように取り組んでまいりたいと考えています。

（高木美智代議員）

事業者は新体系の移行をどうするのか。まさにこれは生活がかかっている問題であり、また障害者の方達にとってみたら自分達の働いている所が存続できるのかどうか、その今瀬戸際なわけです。それが、この年限があるわけですので、確かに今ちょっと大臣がおっしゃった3障害一元化とか、違うことをお考えなのかと、一瞬思ってしまったんですが、いずれにしても移行することが法律上決められている。24年の3月まで移行しなければ、今度は政府からの様々な支援を受けられないという状況があります。これに対して、どのように対応されますか。このまま放置しておいていいということですか。事業者の方達に当事者の意見を聞くから、このまま待ってくれという、今の大臣の答弁でよろしいのでしょうか。

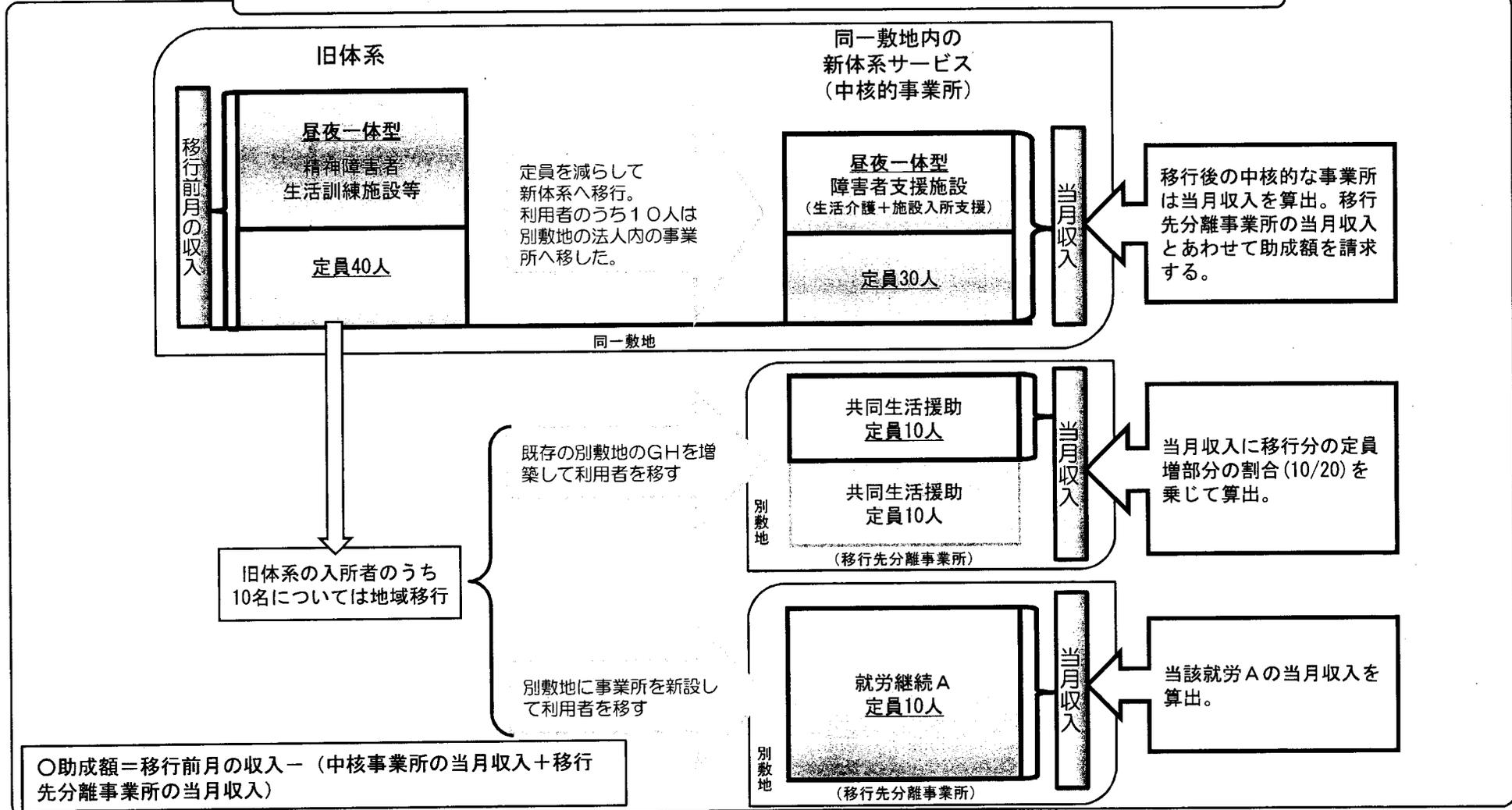
（長妻厚生労働大臣）

先程も申し上げましたように、今の点については移行を我々も後押しして進めていくということでありまして。そしてもう一つの議論としては、全体ですね、そういう施設の在り方、全体についても、新しい法律体系の中で、見直すべきところは見直し、障害者の皆様のご意見を十分に反映して、それも法案の中で位置付けられるものは位置付けていきたい、こういうことでもあります。

# 移行時運営安定化事業（新体系サービス移行促進策）について

移行時運営安定化事業については、昼夜一体型の入所施設が複数の新体系サービスに移行した場合など、事業を展開していた敷地以外において新体系サービスを行う場合も移行先として扱い、従前の報酬水準を保障することにより、新体系移行の際に障害者自立支援法の施策目標である地域移行の推進を図るための地域移行促進効果も付与されていることから積極的に周知活用し、新体系移行を促進していただきたい。

事例：昼夜一体型の入所施設が複数の新体系サービスに移行した場合



事務連絡  
平成 年 月 日

各都道府県 障害福祉関係主管課 御中

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

「事業運営安定化事業及び通所サービス等利用促進事業の実施について」  
(平成21年4月30日付け事務連絡)の一部改正について(案)

障害保健福祉行政の推進については、平素よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成21年11月2日付け事務連絡において、移行時運営安定化事業(従前額助成)の取扱いについては、新体系移行前と新体系移行後の事業全体を比較することを原則とし過大な公費支出を抑制することを原則とすることとしたところから、事業運営安定化事業(9割保障)の事務処理要領を下記のとおり一部改正します。

各都道府県におかれましては、管内市町村等に対しまして、周知していただくとともに、過大な保障水準となっていると考えられる場合には、事業所に制度の趣旨をよく説明していただき徐々に保障水準を逡減させる等の措置を講じていただくなど、本事業の適正な運用に努めていただけるようお願いいたします。

記

改正後	改正前
<p>8 運用上の留意事項について</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>定員数を減少させた事業所の取扱い</u></p> <p>利用者を別法人の他の事業所に移すなどして、<u>定員数(又は利用者数)を減少させた場合</u>については、必要以上に保障額が大きくなってしまいうため、各事業所の個別の事情等を勘案し、保障単位数の水準をその定員規模などを踏まえた適切な水準となるよう調整を行うことが必要である。</p> <p>ただし、直ちに保障水準を引き下げること、<u>事業所の運営に大きな影響を与える可能性もある</u>ことから、現在の職員を活用し新たな事業展開を行う等の指導を行うなど、<u>期間をあらかじめ提示して保障水準を徐々に逡減させる等の措置を</u></p>	<p>8 運用上の留意事項について</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>利用者数が著しく減少した事業所の取扱い</u></p> <p>利用者を同一法人の他の事業所に移したため、<u>利用者数が著しく減少した場合</u>については、必要以上に保障額が大きくなってしまいうため、各事業所の個別の事情等を勘案し、保障単位数の水準をその定員規模を踏まえた適切な水準となるよう、<u>各都道府県等の判断により調整を行うことが可能</u>である。</p> <p>ただし、直ちに保障水準を引き下げること、<u>事業所の運営に大きな影響を与える</u>ことから、現在の職員を活用し新たな事業展開を行う等の指導を行うこととし、<u>期間をあらかじめ提示して保障水準を徐々に逡減させる等の配慮をされた</u></p>

講じられたい。

(例) 旧体系時において、利用定員 40 人の知的障害者通所授産施設が、別法人に利用者を移し、利用定員 20 人の就労継続支援 B 型事業所へ移行した場合

○取扱い例：算定シート中「旧体系における保障単位数」に算出された単位数に 20/40 を乗じたものから「新体系移行後の給付単位数」を差し引いた単位数を、事業運営安定化事業の給付単位数とする。

(削除)

(4) 複数の新体系サービス（多機能型以外）に移行した場合の取扱い

① 移行先の事業所の範囲

同一法人が運営主体であって、法人の申請に基づき旧体系施設からの移行先であると都道府県が認めた事業所については、複数事業所（旧体系時の施設と同一敷地であるものに限らない。）を移行先事業所ととらえる。

② 助成額の算定方法

○助成額＝旧体系の移行前月收入－  
(中核事業所の当月収入＋  
移行先分離事業所の当月収入)

※「中核事業所」とは移行先の中核となる事業所のこと。(旧体系施設と同一敷地内に移行事業所がある場合は、当該同一敷地内事業所を中核事業所とし、そうでない場合は、最も自立支援給付の請求額が多い事業所を中核事業所とする。)

※「移行先分離事業所」とは中核事業所以外の事業所のこと。

③ 助成額の請求方法等

○助成額の請求は移行先の中核事業所が行う。

○利用者の一部を移すことにより既存の事業所の定員増を行う形で移行した場合は、当該定員増の部分移行先の事業所ととらえ、事業所全体の

い。

(例) 旧体系時において、利用定員 40 人の知的障害者通所授産施設が、利用定員を減らし、利用定員 20 人の就労継続支援 B 型事業所へ移行した場合（→他の 20 人については、元々存在した別の就労継続支援 B 型の事業所を増築し、そちらに移ってサービスを利用している場合）

○取扱い例：算定シート中「旧体系における保障単位数」に算出された単位数に 20/40 を乗じたものから「新体系移行後の給付単位数」を差し引いた単位数を、事業運営安定化事業の給付単位数とする。  
等

定員数に占める移行に伴い増加した  
定員数の割合で按分した収入を移行  
先の事業所の収入として取り扱う。

- (5) 上記(1)から(4)の方法により難しい場合  
は、厚生労働省障害福祉課に個別に協議  
を行うこととする。

# 入所施設事業転換促進事業のイメージ

(北海道提案基金事業「その他事業」として)

現状

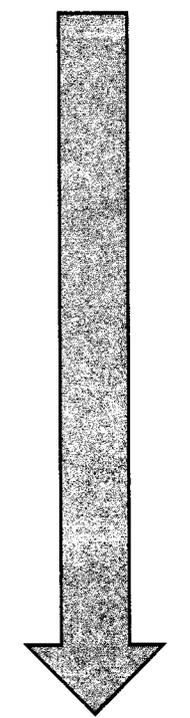
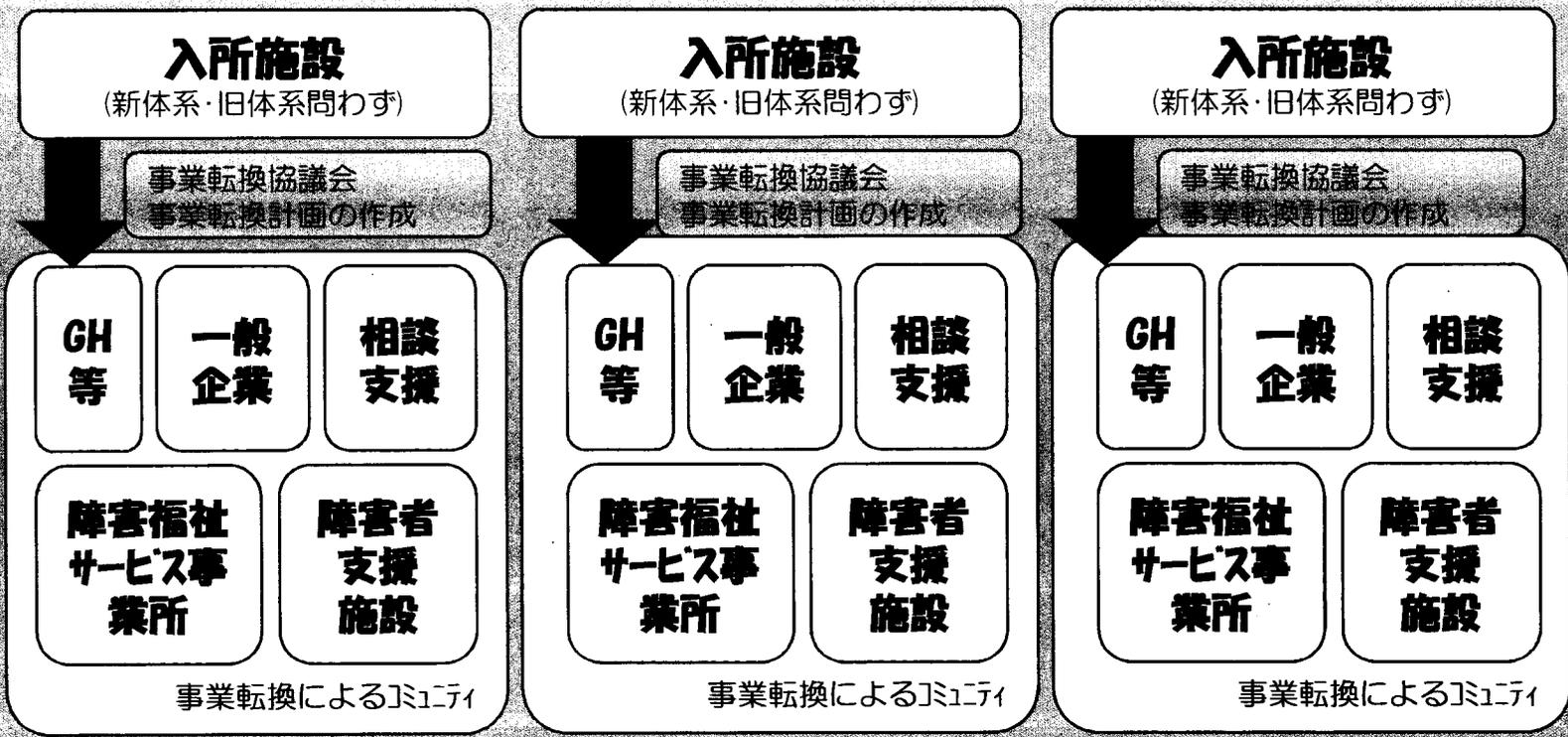


基盤  
づくり

北海道は入所施設整備率が全国の2倍！  
入所施設の事業転換を促進しないと、入所者の地域移行が進まない！！

## 入所施設の事業転換によるコミュニティづくり

入所施設の定員削減数に応じた傾斜補助

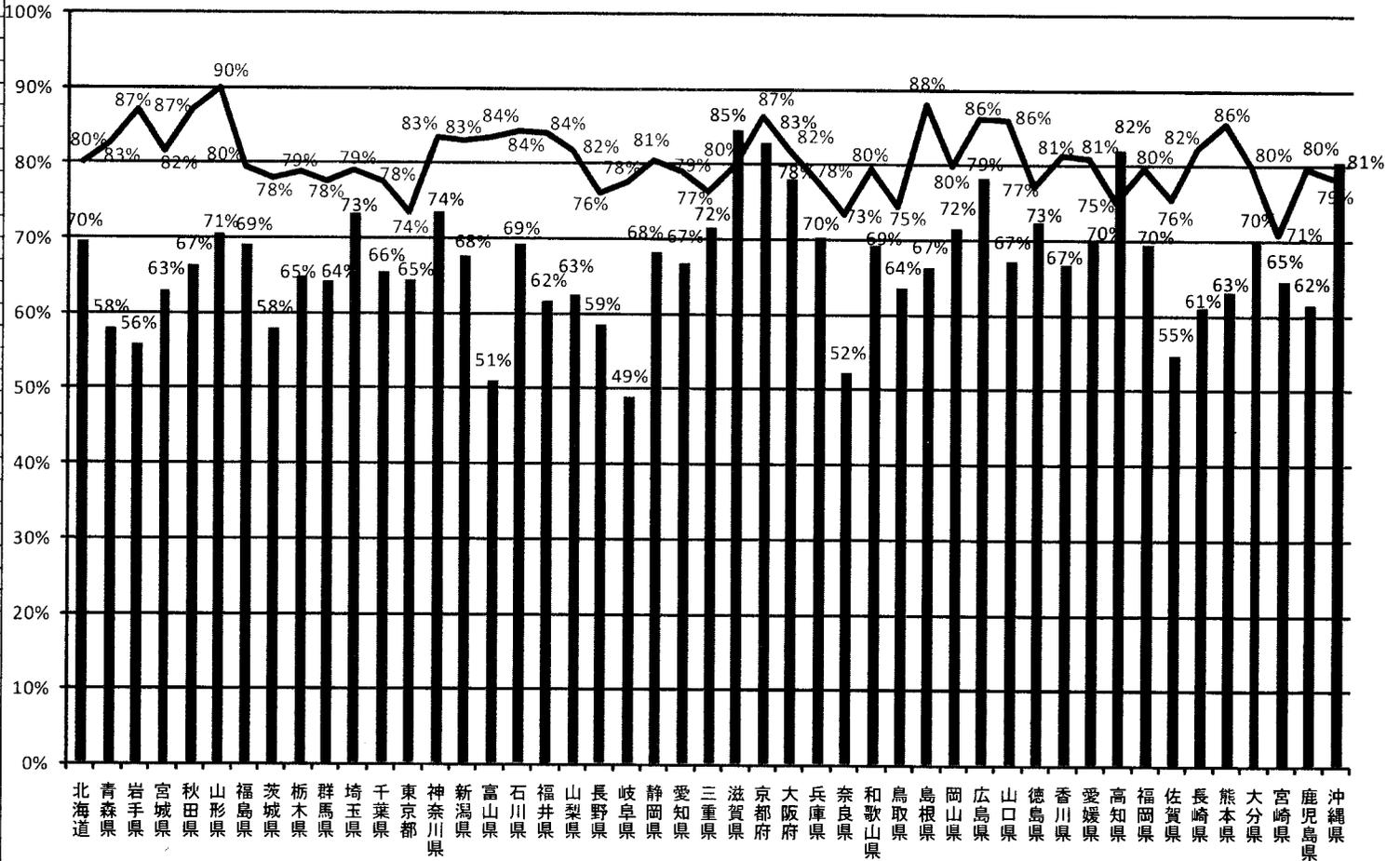


拡充期

本事業を通じて形成したコミュニティを活かす地域づくり  
(地域の自立支援協議会を中心に/北海道障がい者条例に基づく「地域づくりコーディネーター事業」の活用)

# 福祉・介護人材の処遇改善事業と介護職員処遇改善交付金の申請率比較 (平成21年12月末時点)

都道府県名	障害	介護
北海道	70%	80%
青森県	58%	83%
岩手県	56%	87%
宮城県	63%	82%
秋田県	67%	87%
山形県	71%	90%
福島県	69%	80%
茨城県	58%	78%
栃木県	65%	79%
群馬県	64%	78%
埼玉県	73%	79%
千葉県	66%	78%
東京都	65%	74%
神奈川県	74%	83%
新潟県	68%	83%
富山県	51%	84%
石川県	69%	84%
福井県	62%	84%
山梨県	63%	82%
長野県	59%	76%
岐阜県	49%	78%
静岡県	68%	81%
愛知県	67%	79%
三重県	72%	77%
滋賀県	85%	80%
京都府	83%	87%
大阪府	78%	82%
兵庫県	70%	78%
奈良県	52%	73%
和歌山県	69%	80%
鳥取県	64%	75%
島根県	67%	88%
岡山県	72%	80%
広島県	79%	86%
山口県	67%	86%
徳島県	73%	77%
香川県	67%	81%
愛媛県	70%	81%
高知県	82%	75%
福岡県	70%	80%
佐賀県	55%	76%
長崎県	61%	82%
熊本県	63%	86%
大分県	70%	80%
宮崎県	65%	71%
鹿児島県	62%	80%
沖縄県	81%	79%
合計	69%	80%

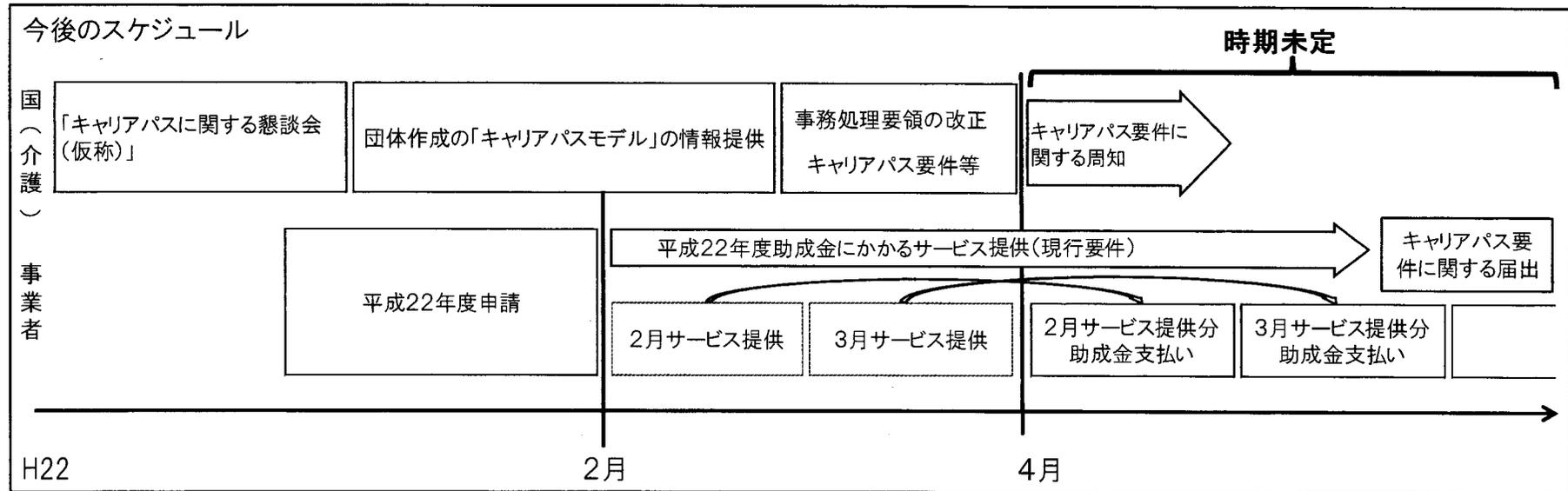
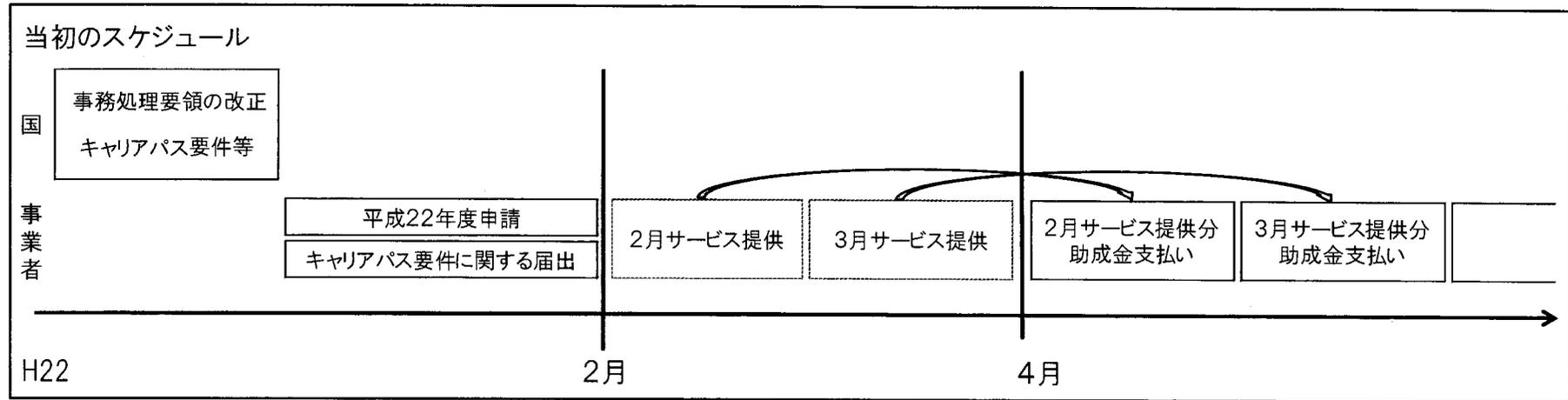


障害(福祉・介護人材の処遇改善事業) 平成21年12月31日現在(全国平均約69%)  
 介護(介護職員処遇改善交付金) 平成21年12月31日現在(全国平均約80%)

**【参考】申請率の推移**

障害: 約42%(10/8) → 約60%(10/30) → 約64%(11/30) → 約69%(12/31)  
 介護: 約48%(10/9) → 約72%(10/30) → 約76%(12/15) → 約80%(12/31)

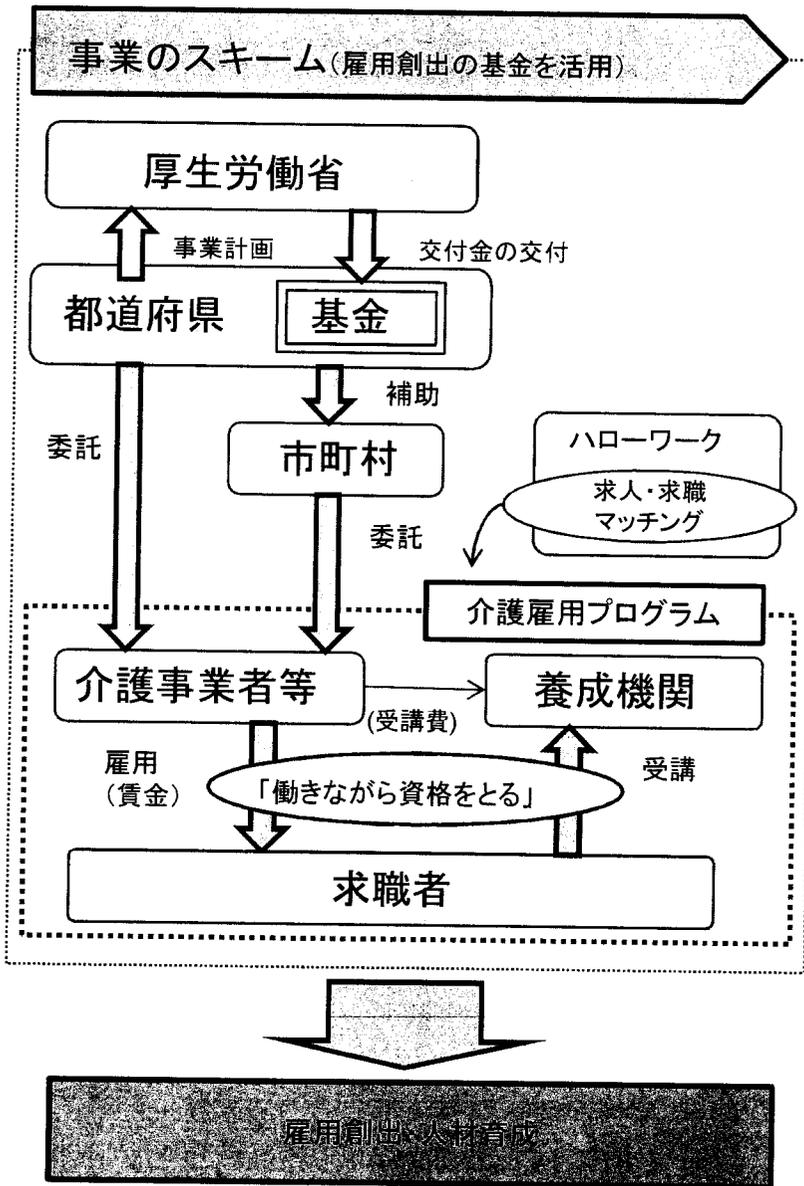
# 福祉・介護人材の処遇改善事業の平成22年度スケジュール



**事務処理要領より抜粋**

※ 平成22年度以降の助成にあたっては、必須要件に加えて、平成21年度の障害福祉サービス費用の額の改定(以下「報酬改定」という。)を踏まえた処遇改善事項について定量的な要件を課す(例:勤務シフトの改善や教育・研修の充実を一定額分以上行うこと等)ほか、キャリアパスに関する要件を追加することとしており、これを満たさない場合は、助成金の額を減額することを予定している。

# 「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム



## 事業のアウトライン

- 求職者が、養成機関での受講時間も含めて給与を得て働きながら介護資格を取得するプログラム。
    - ・ 地方公共団体から委託を受けた介護事業者等が、1年以内(介護福祉士を目指す場合は1回更新可で、最長2年)の雇用契約で採用
    - ・ その間、プログラム利用者は養成機関に通って、ホームヘルパーや介護福祉士の資格を取得することが可能  
(ホームヘルパー2級の場合130時間の講義、介護福祉士の場合2年間で1800時間の講義を受講)
    - ・ 講座受講のない日時は、事業所で働く
    - ・ 資格取得後も、雇用契約終了まで、事業所で働く
- ※ 都道府県に設置した雇用創出の基金(平成23年度末まで)を活用し、各地方公共団体で事業計画を策定し、事業を実施
- ※ 当該基金事業の要件として、事業費に占める人件費割合は1/2以上

## プログラムのメリット

- プログラム利用者
  - ・ 養成機関の受講料負担なし
  - ・ 養成機関に通っている時間も給与支払いあり
- 介護事業者等
  - ・ 地方自治体からの委託で事業費(人件費、研修費等)の支給
  - ・ 介護事業者等の負担無く、養成講座を受講させられる
- 養成機関
  - ・ 対象者が既に介護事業者等に雇い入れられているため、実習先として、当該施設の協力が得られやすくなる